

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

問 町民課国保年金係 内 1312

問 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

○ 「後期高齢者医療被保険者証の一斉更新」について

令和元年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に中泊町から“郵送”で送付されます。有効期限は令和3年7月31日までです。

ただし、保険料の滞納等の理由により納付相談が必要な人、所得の更正や世帯構成の変更で負担割合が変更になる人は、有効期限・更新時期が異なる場合があります。

有効期限が切れた被保険者証は、8月1日以降に問い合わせ先に返還するか、裁断して確実に破棄してください(郵送でも返還できます)。

■ 記載内容を確認し、誤りがありましたら問い合わせ先までお申し出ください。

■ 平成30年中の所得状況等によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

○ 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成31年7月31日が有効期限です。平成30年中の所得状況などにより、平成31年度も引き続き認定される人には、新しい認定証(有効期限は令和2年7月31日まで)が郵送されます。更新の手続きは不要です。

平成30年度住民税非課税世帯の人で、新たに認定証の交付を希望する人は、後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持参の上、問い合わせ先までお越しください。

○ 平成31年度の保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料額 [限度額62万円]
40,514円		基礎控除後の所得(※1)×7.41%		

※均等割額、所得割率はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

心配ごと相談 町社会福祉協議会

中里地域

7月17日(水) 宮越 優子
長内 エツ子

相談場所 役場相談室2
相談時間 午前9時～正午
相談に来られる人は、庁舎西側
出入口をご利用ください。

小泊地域

7月17日(水) 近村 敦
秋田谷 徳美

相談場所 日本海漁火センター
相談時間 午前9時～正午

なんでも行政相談

日時…7月24日(水) 午前9時～正午
場所…役場相談室2

行政相談委員…秋元武弘、藪田由比子

※行政相談は、住民から寄せられた苦情や意見・要望を、住民と関係行政機関との間に立って、公正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図ります。

■均等割額の軽減

- ・同一世帯内の被保険者とその世帯主の合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合			
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	8.5割	8.5割	7.75割	7割
33万円以下かつ被保険者全員が公的年金収入80万円以下(その他の所得なし)	9割	※8割	7割	7割
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割			
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割			

※平成31年4月1日から均等割額の軽減税率が一部見直しになりました。

この見直しは、国の法令上の軽減割合は7割であります。これまでは特例により9割軽減だったものが、本年度は8割軽減となります。今後も高齢者が安心して持続的な医療を受けるため、ご理解ください。

(今回、見直しとなる均等割額の軽減割合については、同時配布のチラシをご覧ください。)

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・資格取得後2年間に限り、均等割額が5割軽減となります。
- ※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。
- ※世帯の所得が低い方は、均等割額の更なる軽減(8.5割軽減、8割軽減)が受けられます。

○保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を納めることが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがあります。お気軽にご相談ください。

成年後見制度

「本人情報シート」導入

☎ 青森地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係
☎ 017-722-5421

成年後見制度とは、認知症、知的障害などの理由で判断能力が十分ではない人について、後見人などを選んで、法律的に支援する制度です。

平成31年4月からは、新しい診断書の書式が運用されています。また、新たに「本人情報シート」の運用が始まりました。よりの確な判断能力の判定、より適切な後見人などの選任が可能となり、従来よりも本人の実情にあった支援ができるようになりました。

詳しくは「後見ポータルサイト」で検索。

給与所得者の個人住民税は「特別徴収」

☎ 税務課課税係 ☎ 1212

給与所得者(従業員)の個人住民税は、地方税法で、給与支払者(事業主)が給与から特別徴収(天引き)によって納入することと定められています。西北五地域では、原則、全ての事業主に特別徴収を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

○個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主が、従業員に代わって毎月支払われる給与から個人住民税を天引きし、納入する制度です。

個人住民税の特別徴収は、町が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のような税額計算や年末調整の手間がかかりません。従業員にとっては、納め忘れがないほか、納期が年12回と、普通徴収の年4回に比べて1回当たりの納付額が少なくなるといった便宜を図る目的があります。

国民健康保険税が改正されました

問 税務課課税係 内 1214 問 町民課国民健康保険係 内 1312

地方税法施行令が平成31年3月に一部改正され、国民健康保険税の課税限度額及び軽減所得の基準が上げられました。それに伴い、平成31年度中泊町国民健康保険税も次のとおり改正されました。

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

課税限度額とは、1世帯(納税義務者)に課税される限度の金額のことです。

課税限度額の改正(税率は据置き)

	改正前	改正後	引上げ額	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分(全年齢対象)	58万円	61万円	3万円	9.31%	34.00%	23,400円	25,800円
介護分(40歳～64歳)	16万円	16万円	変更なし	2.49%	7.20%	12,000円	9,000円
後期分(全年齢対象)	19万円	19万円	変更なし	2.75%	19.00%	9,600円	10,800円
合計	93万円	96万円	3万円				

2 軽減判定所得の拡充

世帯の合計所得が一定の条件を満たした場合、保険税の均等割(1人当たり課税)と平等割(1世帯あたり課税)が軽減されます。

軽減割合	改正	軽減基準所得(世帯主及び国保加入者の合計所得)
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	改正前	33万円+27.5万円×(国保加入者数)以下
	改正後	33万円+ 28万円 ×(国保加入者数)以下
2割軽減	改正前	33万円+50万円×(国保加入者数)以下
	改正後	33万円+ 51万円 ×(国保加入者数)以下

※国保加入者には、国保加入者であった人が後期高齢者医療の加入者に移行した人も含まれます。

※世帯員に未申告の人がいる世帯は、軽減の対象にはなりません。

(国保税の試算例)

夫(43歳)、妻(41歳)、子ども(10歳と8歳)の4人世帯で、夫の前年中の所得額が150万円、固定資産税額2万円、妻の所得額35万円の場合、185万円で2割軽減に該当

・世帯主 150万円-33万円(基礎控除)=117万円……㊦

・妻 35万円-33万円(基礎控除)=2万円……㊧

賦課総所得…119万円(㊦+㊧) ※均等割、平等割が2割軽減

①医療分

所得割……119万円×9.31%=110,780円

資産割……2万円×34.0%=6,800円

均等割……(23,400円×4人)-(23,400円×4人×20%)=74,880円

平等割……(25,800円×1世帯)-(25,800円×1世帯×20%)=20,640円

小計……110,780円+6,800円+74,880円+20,640円=213,100円

②介護分

所得割……119万円×2.49%=29,630円

資産割……2万円×7.20%=1,440円

均等割……(12,000円×2人)-(12,000円×2人×20%)=19,200円

平等割……(9,000円×1世帯)-(9,000円×1世帯×20%)=7,200円

小計……29,630円+1,440円+19,200円+7,200円=57,400円

③後期分

所得割……119万円×2.75%=32,720円

資産割……2万円×19.0%=3,800円

均等割……(9,600円×4人)-(9,600円×4人×20%)=30,720円

平等割……(10,800円×1世帯)-(10,800円×1世帯×20%)=8,640円

小計……32,720円+3,800円+30,720円+8,640円=75,800円

平成31年度国民健康保険税額……**346,300円**(①+②+③)

低所得者(第1段階～第3段階)の介護保険料が軽減

問 福祉課介護保険係 内 1513

本年度の国の制度改正に伴い、65歳以上の被保険者の負担軽減を図るため、本年度および令和2年度までの2年間、所得段階が第1段階から第3段階までの介護保険料を軽減します。なお第4段階～9段階に該当する方の介護保険料に変更はありません。

所得段階	対象者	年額保険料	
		変更前	変更後
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	34,830円	29,025円
	世帯全員が非課税者かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の方	58,050円	48,375円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円を超える方	58,050円	56,115円

慰霊友好親善事業の参加者募集

問 日本遺族会事務局
☎ 03-3261-5521

日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、厚生労働省からの補助を受けて行われ、戦没者の遺児を対象に、旧戦域を訪れて慰霊追悼を行うほか、地域住民と友好親善をはかることを目的にしています。

- ◆費用…参加費として10万円
- ◆渡航期間…7～10日程度(訪問先による)
- ◆訪問先

〈広域〉ソロモン諸島、東部ニューギニア、トラック・パラオ諸島、ボルネオ・マレー半島、フィリピン(1回目)、マリアナ諸島、ミャンマー、台湾・バシー海峡、ビスマーク諸島、マーシャル・ギルバート諸島、フィリピン(2回目)、中国

〈特定〉西部ニューギニア、東部ニューギニア、ミャンマー

- ◆申し込み方法…問い合わせ先まで。
- ◆その他…訪問先によって申し込み締め切り日が異なります。問い合わせ、申し込みは早めに。

参議院議員通常選挙 投票日は7月21日(日)

問 選挙管理委員会事務局 内 2313

■中泊町で投票できる人

登録基準日(令和元年7月3日)に、次の2つの要件を満たしている人

- ①年齢…平成13年7月22日以前に生まれた人
- ②住所…平成31年4月3日以前に町に転入の届出をして居住している人

■期日前投票

- ①期間・時間…7月5日(金)～7月20日(土)
午前8時30分～午後8時

②投票場所

役場小会議室1・2、
小泊支所第1研修室(日本海漁火センター)
※住所登録に関係なく、どちらでもできます。
※投票日当日は、入場券本体記載の投票所での投票です。

■不在者投票(出稼ぎ先での投票など)

事前に申し込みが必要です。

- ①受付期間…7月1日(月)から受付しています。
※7月5日(金)以降、順次発送しています。
- ②受付場所…役場小会議室1・2、小泊支所
- ③投票方法…本人または家族・代理人が受付場所
所で申込→書類が指定の住所に届く→最寄りの選挙管理委員会に行く(投票方法は選管担当者が指示します)→選管担当者が町へ投票用紙を返送
- ④ご注意…投票できる期間は、7月5日(金)～7月20日(土)ですが、投票日(7月21日)までに投票用紙が到着しないと無効になります。
お早めの投票をお願いします。

■不在者投票(県選管の指定病院・施設などでの投票)

病院・施設の職員に、投票したいことを申し出てください。決められた日に病院・施設内で投票しますので、早めにお申し出ください。

町戦没者追悼式を行います

問 福祉課福祉推進係 内 1515

- ◆日時……8月22日(木) 午前11時から
- ◆場所……慰霊碑前(中央公民館横)
(雨天時、中央公民館内)

戦没者遺族で参加希望の場合は、8月1日(木)までに福祉課福祉推進係へお申し込みください。なお、中泊町遺族会会員の方は、別途、遺族会事務局で取りまとめますので、申し込みは不要です。

8月の可燃ごみ収集日のお知らせ

☎ 環境整備課衛生係 ☎ 1912

西部クリーンセンターの改修工事に伴い、8月の改修期間中は、黒石市にごみを搬入します。これに伴って、8月中の可燃ごみの収集が週1回となります。ご理解とご協力をお願いします。

一部地区では可燃ごみ収集曜日が下記のとおり変更となります。

対象地区……尾別、上高根

7月末まで(可燃ごみ収集曜日)……木曜日



8月の期間中(可燃ごみ収集曜日)……火曜日

※9月からは通常どおり、毎週木曜日になります

ごみの分別・減量化に取り組みましょう

◆3つの「きる」へのお願い

家庭における可燃ごみの約5割が生ごみです。その2割～3割が食べ残しなどの食品ロスとなっています。ごみの減量化に向け、『食材を使いきる』、『料理を食べきる』、『生ごみの水気をきる』よう取組にご協力をお願いします。

◆正しいごみの出し方

- ・決められた収集日の朝8時までに出しましょう。
- ・決められた収集日・収集場所以外にごみを絶対に出さないでください。
- ・ごみを入れる指定袋には、必ず町内名と氏名を書いて出してください。記入のないごみ袋は収集されません。また、指定袋以外の袋やダンボールを使用したごみも収集されません。
- ・ごみが散乱しないよう、ネットや布などで十分な対策をしてください。
- ・混合されたごみ袋は収集されません。昨年各戸配布された「中泊町家庭用ごみ分けガイド」にしたがって分別して出しましょう。

◆資源ごみへの取組

カン類、ビン類、ペットボトル、白色トレイ、その他のプラスチック類、発泡スチロール、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、衣類、小型家電は貴重な資源に生まれ変わります。

「家庭用ごみ分けガイド」に従って分別し、リデュース(ごみの量を減らす)・リユース(繰り返し使う)・リサイクル(使った物を資源として再利用する)の3Rに対する関心を高めましょう。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出のお願い

☎ 福祉課福祉係 ☎ 1513

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格がある方は、毎年8月に現況届(所得状況届)を提出しなければなりません。この届がないと、8月分以降の手当が差し止められますので、必ず提出して下さいようお願いします。

◆児童扶養手当受付

8月1日(木)から8月30日(金)

◆特別児童扶養手当

8月9日(金)から9月11日(水)

毎年7月末に現況届の通知を送付しますので、必要書類を揃えていただき、提出してください。現況届(所得状況届)の用紙は役場福祉課・小泊支所にあります。

令和元年度 敬老会開催のお知らせ

☎ 福祉課福祉推進係 ☎ 1515

☎ 小泊支所 ☎ 64-2111

◆日時

9月15日(日) 午前10時 受け付け

◆場所

中泊町総合文化センター「パルナス」

◆参加者

老人クラブ会員で、令和元年9月15日現在65歳以上の人

◆顕彰対象者(当日顕彰)

・88歳長寿者

昭和5年9月16日から昭和6年9月15日の間に生まれた人

(88歳長寿者は申請の必要がありません。該当者には後日通知します)

・婚姻50年 金婚夫婦

昭和43年9月16日から昭和44年9月15日までの間に婚姻入籍した夫婦

・婚姻60年 ダイヤモンド婚夫婦

昭和33年9月16日から昭和34年9月15日までの間に婚姻入籍した夫婦

「婚姻50年金婚夫婦」と「婚姻60年ダイヤモンド婚夫婦」に該当すると思われる人は、8月16日(金)までに問い合わせ先までご連絡ください。なお、既に金婚、ダイヤモンド婚に該当するのに申し込みをしていなかった夫婦もお知らせください。

排水設備工事責任技術者試験 のお知らせ

☎ 上下水道課下水道係 ☎ 57-2350

- ◇試験日時
令和元年10月16日(水) 午後2時から
- ◇試験会場
青森市、弘前市、八戸市、五所川原市
- ◇受験手数料
8,000円(別途振込手数料)
- ◇受験申込受付
7月3日(水)～7月31日(水) 平日のみ
上下水道課下水道係で申込書を配布、受付します。
- ◇その他
受験資格に要件があります。詳しくは問い合わせ先まで。

けしの栽培は禁止されています

☎ 五所川原保健所 指導予防課 ☎ 34-2108

「けし」の仲間には、麻薬成分が含まれ法律で植えることが禁止されているものがあります。県内で見つかる「植えてはいけないけし」の約半数が、五所川原保健所管内で発見されています。

花の色は、赤、ピンク、薄紫があり、花の形も様々ですが、八重咲のけしは特徴的で、「ポピー」や「ひなげし」とは大きく異なります。また茎や葉は「キャベツの葉のような白味を帯びた緑色」、「ほとんど毛がない」のが特徴です。

五所川原保健所では不正けしの拡大防止のため、定期的に管内を巡回しています。このような「植えてはいけないけし」を発見した際は、問い合わせ先まで連絡をお願いします。「植えてはいけないけし」の抜去、処分にご協力をお願いします。五所川原保健所ホームページでは、カラーで見ることができます。詳しくは、「五所川原保健所 「けし」の見分け方」で検索。

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円

7月2日(火)の2種類同時発売!

発売期間 7/2(火)～8/2(金)

公益財団法人 青森県市町村振興協会

令和元年度 自衛官募集案内

☎ 自衛隊青森地方協力本部五所川原地域事務所

☎ 35-2305

●一般曹候補生(陸上、海上、航空)

- 応募資格
令和2年4月1日現在、18歳以上33歳未満の人
- 受付期間
令和元年7月1日(月)～9月6日(金)まで
- 試験期日
1次…9月22日(日)
2次…1次試験合格者のみ行います
- 試験会場
五所川原市民学習センター

●航空学生(海上、航空)

- 応募資格(令和2年4月1日現在)
海上自衛隊…18歳以上23歳未満の方
航空自衛隊…18歳以上21歳未満の方
- 受付期間
令和元年7月1日(月)から9月6日(金)まで
- 試験期日
1次…9月16日(月・祝)
2次…1次試験合格者のみ行います
3次…2次試験合格者のみ行います
- 試験会場
青森第2合同庁舎または弘前医療福祉大学

●自衛官候補生(陸上、海上、航空)

- 応募資格
採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の人
- 受付期間
令和元年7月1日(月)～9月6日(金)まで
- 試験期日
男子…9月25日(水)および9月26日(木)
女子…9月19日(木)
※以降の試験日については、問い合わせ先まで
- 試験会場
男子…五所川原市民学習情報センター、
陸上自衛隊弘前駐屯地
女子…陸上自衛隊青森駐屯地

●申し込み

問い合わせ先までご連絡、または自衛隊青森地方協力本部のホームページをご覧ください。

応募書類は、締め切り日必着ですので、ご注意ください。

中泊町職員を募集します

問 総務課庶務係 内 2013

■職種・採用予定人数

職種	採用予定人数	受験資格
一般行政職 (社会人)	若干名	次の①および②の両方の要件を満たす方 ①昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方 ②民間企業等における職務経験を5年以上有する方(令和元年6月末時点)

■試験内容など

・第1次試験

受付期間	試験場所	試験内容	試験日
令和元年7月12日(金) ～令和元年7月30日(火)	青森市内 (受験者に通知)	社会人基礎試験 各種検査	令和元年 9月22日(日)

・第2次試験…論文試験、面接試験など。詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

■受験申込書の入手方法など

- ・総務課、小泊支所で配布します。
- ・ホームページ(<http://www.town.nakadomari.lg.jp>)からダウンロードできます。

【注意】必ずA4サイズの白い用紙に印刷してください。

*詳しくは、問い合わせ先まで。

令和元年度 五所川原地区消防事務組合職員の募集

問 消防本部総務課
☎ 35-4382 内 1011

消防本部総務課と各消防署(金木、市浦、鶴田、中里、小泊)で申込書を配布しています。また、五所川原地区消防事務組合ホームページでダウンロードもできます。受付期間は8月16日(金)までです。

試験職種	採用予定人員	受験資格	試験の日時・場所・内容
消防職(A)	3名程度	(1) 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で高等学校卒業以上の学歴を有する者または令和2年3月に高等学校卒業見込の者 (2) 採用時において、消防職(A)にあつては五所川原市に、消防職(B)にあつては鶴田町に居住できる者 (3) 身体が健全であること (4) 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.8以上かつ一眼で0.5以上であること	第1次試験 ☆日時…9月22日(日) 9時から ☆場所…消防本部 ☆内容…①教養試験 ②消防適性検査 ③体力測定
消防職(B)	1名程度	(5) 自動車運転免許の普通免許(オートマチック車限定を除く。以下同じ。)を所持している者、または採用の日までに普通免許を取得できる者(ただし、令和2年3月に卒業見込の者は、採用後1年以内に普通免許を取得できる者。)で、採用後5年以内に大型免許を取得できる者	第2次試験(予定) ☆日時…10月20日(日) ☆場所…消防職(A)消防本部 消防職(B)鶴田町役場 ☆内容…①作文試験 ②面接試験 ③身体検査

人も、会社も、もっと元気に!

中退共済制度
CHU 小企業 退職金 共済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

あなたの生活の 自立に向けた相談窓口のご案内

「不安」や「心配」

ひとりで悩まずご相談ください

相談員がどのような支援が必要か一緒に考え、自立に向けて寄り添いながらお手伝いします

— ささまざまな心配ごとで生活に困っている方は、どなたでもご相談ください。 —

西北地域自立相談窓口 北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津193
鶴田町社会福祉協議会内

(対象地域: 鯉ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町)

☎ 017-721-1363

総合相談窓口フリーダイヤル (青森県社会福祉協議会) 相談無料・通話料無料

0800-800-7114

無料の「安全衛生サポート事業」 でストップ労災！

問 五所川原労働基準監督署安全衛生係 ☎ 35-2309

県内の労働災害は前年同期に比べて12.6%増加(511件発生)し、特に死亡災害は8件発生(前年同期3件)と急増しています(5月末時点)。「中小規模事業場安全衛生サポート事業」は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。活用して労働災害防止対策に取り組みましょう。

①個別支援

専門家が職場に伺い、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスをします。

②集団支援

総会や店長会議など事業場の人が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を実施します。

◇費用は無料です(厚生労働省補助事業)。

◇事業対象となるには業種や労働者数に一定の要件があります。

45歳からの転職・再就職サポート

問 ネクストキャリアセンターあおもり ~あおもり
中高年再就職支援センター☎ 017-723-6350

45歳からの就活の相談を受け付けています。カウンセラーがマンツーマンでサポートします。受講は無料です。この職業相談は雇用保険受給資格者の求職活動として認められます。

【青森地区】

ネクストキャリア
センター青森
青森市長島2-10-4
ヤマウビル8階

平日
午前9時~午後4時

【弘前地区】

キャリアスクールI・M・S
弘前市土手町134-8

平日
午前9時~午後4時

【八戸地区】

ユートリー
八戸市一番町1-9-22

月3回 水曜日
午後1時~午後4時

席を立つのは停車してから 問 公益社団法人青森県バス協会 ☎ 017-739-0571

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。バスが停留所に着いて、扉が開いてから席を立つようお願いします。また、安全運転に撤していますが、やむを得ず急ブレーキをかける場合があります。満席のため、立ったまま乗る場合は吊革や握り棒などにしっかりつかまってご乗車ください。

災害時、大切な人を守るための「逃げなきゃコール」

問 青森県危機管理局防災危機管理課防災企画グループ ☎ 017-734-9181

災害が差し迫っているとき、災害情報を入手し、早めに避難することが命を守る行動となります。スマートフォンのアプリでは、任意の地域を登録することにより、避難勧告や洪水情報などの災害情報を自動的に入手できるものがあります。ぜひ、避難に時間のかかる高齢者などの家族が住む地域を登録し、災害情報を受信したら、電話で避難を呼びかけてください。

【他地域の災害情報を入手できるアプリ】

- ・NHKニュース・防災
- ・Yahoo! 防災情報
- ・au登録エリア災害・避難情報メール

※下にQRコードがあります。

各種アプリやサービス
から登録した地域の
災害情報が入手・通知
されます。



住民自らの行動に結びつく
水害・土砂災害ハザード・リスク
情報共有プロジェクト



